



自治体基本条例案の結果報告 再提案へ向けた取組み

- 自治体基本条例案をH17/9議会に提案
 - H17/9、12議会で2回の継続審議
 - 特別委員会が計8回の委員会・協議会を開催
- H18/3議会にて審議未了廃案
- H18/9議会に再提案の予定



議会における主な議論

- 選挙
 - 選挙にあたって政見、政策の案を示すことを規定する必要性はない。
- 総合計画
 - 基本計画を議会の議決要件とすべきでない。
- 市民投票
 - 市民投票制度については、具体的な制度の内容を含め、多くの議論がありました。
- 武力紛争への対処
 - 武力紛争について、市の条例で規定すべきではない。



平成18年9月議会に再提案

- 主権者である市民からの信託に基づく「地域政府」としての多治見市の枠組みを定めます。
(変更ありません)
- 議会での議論を踏まえ、修正し、平成18年9月議会に再提案する予定です。
- 題名は、「多治見市市政基本条例」とする予定です。
 - 「多治見市市政基本条例」のみを先行して提案する予定です。
市民参加条例等の関連条例については、順次、整備していく予定です。
- パブリックコメントを実施しました。
 - 平成18年7月4日(火)～平成18年8月4日(金)